

I 総説

第1部 宮崎県の概況

第1章 環境にかかわる県の概況	3
第2章 本県の環境の概況	5

I 総説

第1部 宮崎県の概況

第1章 環境にかかわる県の概況

1 地勢・気候

本県は、九州の南東部に位置し、東は太平洋に面しています。

総面積は約7,734 km²で国土の約2%に当たり、全国14番目の広さですが、山岳地帯が多く、これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川などの河川が太平洋にそそぎ、豊富な水資源をもたらしています。

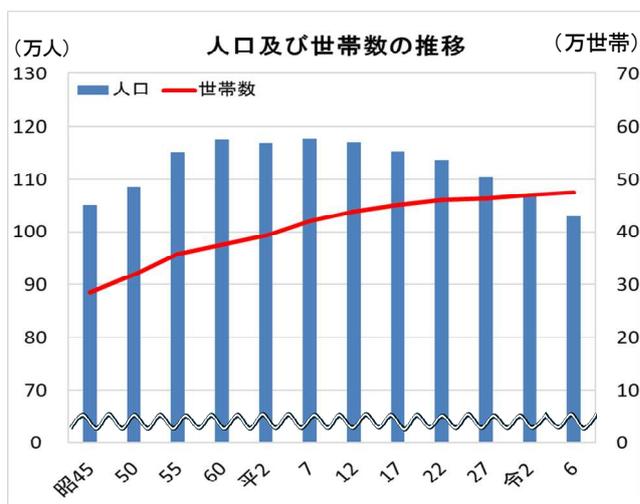
気候は、平成3年から令和2年までの30年間の平年値で、降水量が2,626 mm（全国第2位）、平均気温が17.7℃（第3位）、日照時間が2,122時間（第6位）となっています。

2 人口・世帯数

昭和45年以降の本県人口の推移を国勢調査年次毎にみると、60年まで増加を続け、特に50年から55年にかけて大きな増加を示しました。その後、緩やかに増減を繰り返しましたが、平成7年以降、減少傾向にあります。

令和6年10月1日現在の本県の推計人口は、1,030,361人（男487,140人、女543,221人）となっており、前年同月比10,350人（0.99%）減少しています。

一方、令和6年10月1日現在の本県の世帯数は、474,765世帯となっており、前年同月比1,399世帯（0.30%）の増加となりました。



注：令和6年は県推計人口、それ以外は国勢調査の数値（各年10月1日現在）

3 産 業

本県の産業構造をみると、総生産額では第3次産業の割合が高いものの、全国的には、産業全体に占める第1次産業の割合が高い県となっています。

産業別県内総生産の比較（令和4年度）

産 業	県内総生産額（億円）	割合（%）
第1次産業	1,834	4.9
第2次産業	9,300	24.7
第3次産業	26,107	69.3

（注）輸入品に課される税・関税等が加算控除されていないため、構成比の合計は100%にはなりません。

4 土地利用

本県の土地利用区分は、次表のとおり、森林が県土の約 75.7%を占め、次いで農地が約 8.4%となっています。

県土の利用区分別面積（基準日：10月1日）

（単位：ha、%）

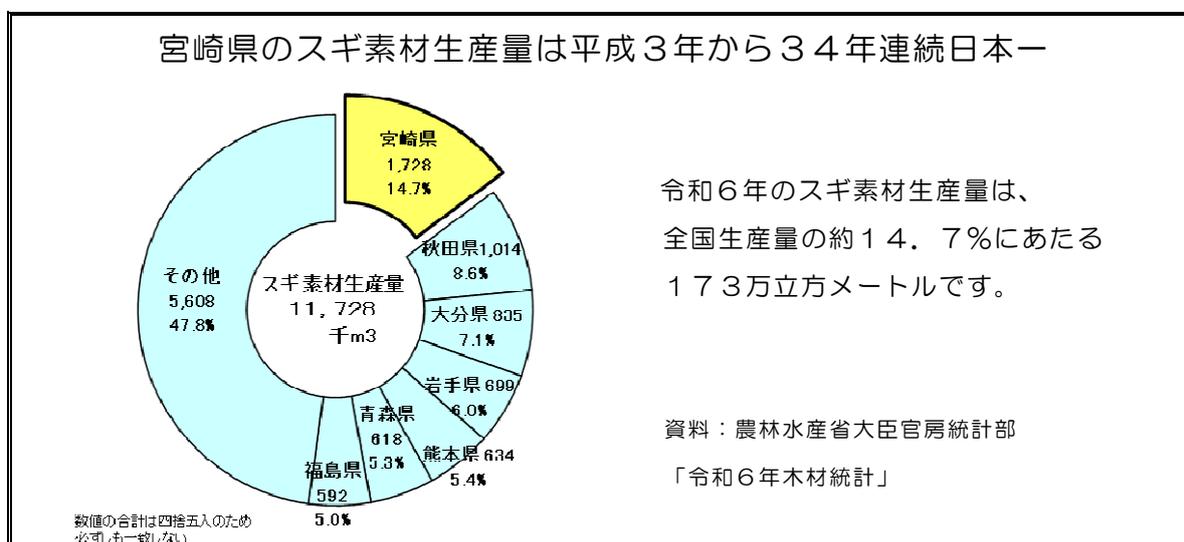
区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	
	面 積	面 積	面 積	面 積	構成比
農 地	65,200	64,700	64,300	63,700	8.3
森 林	585,581	585,321	585,060	585,104	75.6
原 野 等	1,622	1,597	1,597	1,597	0.2
水面・河川・水路	22,564	22,553	22,557	22,523	2.9
道 路	26,089	26,105	26,150	26,310	3.4
宅 地	28,029	28,268	28,291	28,405	3.7
（住 宅 地）	17,832	17,926	17,941	17,979	(2.3)
（工 業 用 地）	1,458	1,505	1,373	1,360	(0.2)
（その他の宅地）	8,739	8,837	8,977	9,066	(1.2)
そ の 他	44,447	44,988	45,577	45,785	5.9
合 計	773,532	773,532	773,532	773,531	100.0

5 道路交通

本県の県内道路網は、高速自動車国道 3 路線、一般国道 19 路線（直轄分 3 路線、県管理分 16 路線）、主要地方道 48 路線、一般県道 145 路線、市町村道 34,648 路線の総計 34,863 路線に及び、これらの実延長は 20,338 km です。

6 エネルギー

平成 24 年 7 月に開始された固定価格買取制度の影響や、日照時間が長いことなど本県の豊かな資源を活用し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進んでいます。



第2章 本県の環境の概況

1 地球環境

(1) 地球温暖化

県では、「第四次宮崎県環境基本計画」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、目標達成のために地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行うとともに、宮崎県地球温暖化防止活動推進センターである公益財団法人宮崎県環境科学協会に事業を委託し、イベントを開催するなど、地球温暖化対策を推進しています。

最新の集計値である令和4年度の県全体の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算、森林吸収を考慮）は5,890千tで、基準年の平成25年度（8,086千t）に比べて27.2%減少しています。（環境省が公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、排出量の推計方法を随時見直しているため、過去に白書で公表した数値とは一致しない可能性があります。）

(2) 酸性雨

県の測定局1地点及び国の測定局1地点の合計2地点で監視を行っています。

令和6年度の結果は、令和5年度の全国の平均値と同じレベルでした。

2 生活環境

(1) 大 気

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、一般環境大気及び自動車排出ガスの常時監視測定局で継続的に大気の状態を監視しています。

令和6年度の大気の状態は、二酸化硫黄は一部の測定局で、光化学オキシダントは全ての測定局で、1時間値が基準を超過したため、環境基準を未達成でした。

(2) 水 質

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定により水質測定計画を策定し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。

令和6年度の公共用水域の水質の状態は、代表的な水質指標であるBOD又はCODでみると、1水域で環境基準を未達成でした。

地下水の水質の状態は、調査した119地点の井戸のうち、砒(ひ)素5地点、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物5地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素4地点、ふっ素が1地点それぞれ環境基準を未達成でした。

(3) 騒音・振動・悪臭

令和6年度に県及び市町村で新たに受理した公害苦情870件のうち、悪臭に係るものは110件、騒音に係るものは109件、振動に係るものは10件でした。

(4) 地盤沈下

昭和55年度から平成15年度までの間、宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域において1級水準測量による地盤変動調査を実施しましたが、平成元年度以降、地盤沈下現象は観測されていません。

(5) 土壌汚染

昭和 51 年度から 53 年度までで土壌汚染防止対策事業を完了しました。

また、平成 3 年に土壌環境基準が設定され、更に平成 15 年 2 月には土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）が施行され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組を行ってきました。令和 6 年度末現在、同法に基づく基準に適合しないとして指定された区域は、県内に 23 か所あります。

(6) 廃棄物

廃棄物の排出抑制やリサイクルの積極的な推進を図るとともに、排出された廃棄物については、適正処理に向けた監視や指導を行うなど、各種対策を推進しています。

令和 5 年度の廃棄物全体の排出量は、約 643 万 9 千 t となっており、そのうち、主に住民の日常生活から排出される一般廃棄物が約 36 万 2 千 t、事業活動に伴い発生する産業廃棄物が約 607 万 7 千 t となっています。また、し尿等の収集量は 34 万 3 千 kL となっています。

3 自然環境

(1) 野生動植物

本県の現存植生のうち自然植生を海岸、平地、山地の地域別に見ると、海岸部の浜辺にはハマゴウなどが優占する砂丘植生が、その後方や沿海地にはマサキトベラ群集などが見られ、県南部ではビロウ群集やソテツ群落も見られます。平野部の丘陵地から標高 1,000m までの照葉樹林域にはミミズバイースダジイ群集などが見られます。標高 1,000m 以上のブナ林域では、シラキブナ群集などが見られ、霧島山系の風衝地にはマイヅルソウ・ミヤマキリシマ群集などが分布しています。

県内で生息が確認されている動物では、哺乳類のニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。鳥類ではクロツラヘラサギ、イヌワシなど、両生類・爬虫類ではオオイタサンショウウオ、アオウミガメなど、汽水・淡水魚類では、アリアケギバチ、メダカなど、昆虫類ではグンバイトンボ、ヨドシロヘリハンミョウなどの希少種が生息しています。

県では、令和 4 年 3 月に県版レッドデータブックを改訂・発行し、希少野生動植物保護の啓発を行っています。

(2) 自然公園等

本県には、国立公園が霧島錦江湾国立公園 1 か所、国定公園が日南海岸国定公園など 4 か所、県立自然公園が尾鈴県立自然公園など 6 か所あり、令和 5 年には約 741 万人の方々方が利用しました。

また、令和 6 年度は、自然公園等の維持管理や利用施設の整備を行うとともに、九州自然歩道において歩道復旧を実施しました。

さらに、日南海岸国定公園内のサンゴ群集を保全するため、サンゴを食害する有害生物の駆除を行ったほか、サンゴ写真展を開催するなど、普及啓発活動にも取り組みました。

4 景観、文化財等の快適環境

本県は自然環境にも恵まれており、「青島亜熱帯性植物群落」など国指定の特別天然記念物4件をはじめ、国指定天然記念物46件・国指定名勝5件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定天然記念物22件、県指定名勝7件などがあります。

また、歴史的にも貴重な史跡などの文化財が数多く分布し、重要文化財（有形文化財）25件、重要有形民俗文化財3件、特別史跡1件、史跡22件が国指定となっているほか、国選定重要伝統的建造物群保存地区3件、国選定重要文化的景観1件、県指定有形文化財62件、県指定史跡106件があります。

